

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第925回）  
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和2年12月2日  
原子力規制庁  
新基準適合性審査チーム

【保管場所及びアクセスルート】

- 土石流対応の判断基準として雨量及び防災気象情報を用いているが、判断基準が煩雑となっており、重大事故との重畳時に現場で確実に判断できるのか懸念がある。「重大事故時の技術的能力審査基準」に海水の使用を含む判断基準の明確化の要求があることを踏まえ、現場での判断に迷いが生じないように判断基準を再検討すること。
- 発電所構内の鉄塔の影響評価について、今後の保管場所及びアクセスルートに係る周辺斜面の安定性評価の審査において説明すること。

【津波による損傷の防止】

（1）漂流物衝突荷重の設定方針

- 漁船（総トン数19トン）については、設計余裕の確保として施設護岸から500m以内で漂流することを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分を踏まえ、不確かさを考慮した設計条件として設定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。
- 輪谷湾内に面する津波防護施設についても、設計余裕の確保として漁船（総トン数3トン）に対する質量割増しを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分等を踏まえ、より十分な不確かさを考慮して対象漂流物を選定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。

（2）浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動 $S_s$ に対する許容限界

- 浸水防止設備のうち機器・配管系の耐震設計は、従来からの耐震Sクラスの機器・配管系の方針を適用することを明確にするため、詳細設計段階の「耐震設計の基本方針」の「荷重の組合せと許容限界」等で、従来からの耐震Sクラスのものを適用する旨を記載すること。Sクラスの機器・配管系の耐震設計の適用は、下位クラス設備との接続部の影響を含む波及的影響

響や許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>Sの評価用地震力の設定等を踏まえたものとする  
こと。

以上